

Kビジョン株式会社
インターネット接続サービス契約約款

Kビジョン株式会社（以下「当社」という）と、当社が行うインターネット接続サービス（Kネット・サービス）の提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は次の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた業務区域において電気通信事業法第9条に基づいて許可を受けた第一種電気通信事業者として、加入者に次のサービスを提供します。

（1）LAN型インターネット接続サービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごと（ケーブルモデム1台ごと）に行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- （1）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （2）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- （3）本施設の構築が困難であると判断される場合
- （4）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第4条（契約の申込の撤回等）

1. 加入者は申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込の撤回又は解除を行うことができます。
2. 前項の規定による契約の申込の撤回等は、同項の書面を發した時に効力を生じます。
3. 第1項の規定により契約の申込の撤回等を行った場合は、加入料の還付を請求することができます。ただし、工事着工済の場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。また、あらかじめ契約の申込の撤回をする等の悪意の意思をもって申込を行った場合は、この限りではありません。

第5条（契約の有効期限）

1. 契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下「文書」という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
2. 集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、第25条第1項の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。
3. 最初の加入期間の1年以内に解除した場合、加入者は残りの日数に相当する利用料を解除料として支払うものとします。

第6条（加入料）

1. 加入者は、料金表に基づき加入料を契約成立日から別途支払い方法により、支払うものとします。
2. サービス期間を設け、加入料の特別割引を行うことがあります。但し、既加入者には適用しません。

3. 経済環境の変動その他の事情により、加入料を改正することがあります。ただし、既加入者には適用しません。

第7条（利用料金）

1. 加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとします。
2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。

第8条（ケーブルモデム）

1. 加入者は、当社が提供するKネット・サービスを受信するために必要な機器であるケーブルモデムおよび付属品（以下「ケーブルモデム」という）を当社より別表1の料金を支払うことで貸与を受けることができます。
2. 加入者はケーブルモデムを本来の用法に従って使用するものとし、故意または過失によるケーブルモデムの破損、紛失等の場合には、加入者は別表6に定める手数料を当社に支払うものとします。
3. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。また、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデムの交換を請求できません。
4. ケーブルモデム保証金を当社に預け入れている加入者に関しては、解約時に加入者は当社へケーブルモデムを返還するものとし、その際には当社は加入者に保証金を無利息で返戻します。

第9条（協定事業者との接続サービス）

1. 加入者は加入契約を締結すると同時にインターネット接続に係る協定事業者の接続サービスについての利用契約（以下「相互接続利用契約」という）を締結するものとします。
2. 加入者は相互接続利用契約により当社が協定事業者の債権を譲り受けたものとして、料金を請求出来ることを承諾するものとします。
3. 当社は、加入者より解除があった場合、相互接続利用契約についても解除されたものとします。

第10条（施設の設置および費用負担）

1. 当社は本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下「当社施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
2. 加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」という。ケーブルモデムを除く）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
4. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。
5. 加入者設備およびケーブルモデムの動作に要する電源は加入者が用意するものとします。

第11条（料金の支払い方法）

1. 加入者は、当社に加入料、工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の26日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第12条（料金の割引）

当社は、次に定める条件をすべて満たす場合、別表7に定める料金の割引を適用します。

- (一) 加入者は第7条（利用料金）の規定に従いサービスプランの支払いがおこなわれている。
- (二) 加入者は別表7に定める当社が提供するテレビサービスの支払いがおこなわれている。
- (三) 本サービスの加入契約と前号で定める契約で利用する加入者施設が同一住所であり、かつ、支払条件・口座（口座番号、口座名義等）が同一である。

第13条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第14条（責任及び免責事項）

1. 当社は、本施設を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持管理します。
2. 加入者は、受信設備を別途定める当社の技術基準および技術的条件に適合するよう維持管理するものとします。
3. 当社は、天災、事変その他、当社の責に帰する事の出来ない事由によるサービスの停止、不能についてはその損害の賠償請求には応じません。
4. 加入者は、当社が本施設を維持管理する必要上やむを得ざる場合には、事前通告の有無にかかわらず、サービスの提供を一時的に停止する事があることをここに予め承認するものとします。また、本施設の故障によるサービスの不良、中断等の場合も同じとします。
5. 加入者は、その故意または過失により本施設およびサービスに損傷、または損害を与えた場合には、その修復に要した費用の負担および損害賠償の責に任ずるものとします。

第15条（設置場所の無償使用）

1. 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第16条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第17条（加入者の禁止事項）

当社は、加入者が以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) ケーブルモデムを第三者に譲渡または貸与、質入れすること。
- (2) 当社の承諾なしに、加入契約を第三者に譲渡すること。
- (3) ケーブルモデムの筐体の開蓋すること。
- (4) 当社の承諾なしに、ケーブルモデムの移動、取り外し、変更すること。
- (5) 公序良俗に反する行為を行うこと。
- (6) 第三者の権利、財産またはプライバシーを侵害する行為を行うこと。
- (7) 他者に不利益を与える行為、または誹謗中傷する行為を行うこと。
- (8) Kビジョン・インターネット接続サービスの運営を妨げる行為を行うこと。
- (9) 各前項のほか、当社に損害を与える行為またはその恐れのある行為を行うこと。

第18条（施設外への加入契約外接続）

1. 加入者は、当社が加入契約に基づき設置した本施設その他の電気通信設備（以下「回線等」という）を移動、取り外し、変更、分解もしくは損壊し、またはその回線等に線条その他の導体を接続しないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要がある時、または回線等の接続もしくは保守のため必要がある時は、この限りではありません。
2. 加入者は、前項の規定に違反して回線等を滅失、毀損した場合は、その補充、修繕その他の工事

等に必要な費用を当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。

第19条（サービスの無断提供の禁止）

加入者が当社のサービスを第三者に提供することを禁止します。

第20条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のパソコン等に起因する接続異常については、この限りではありません。
2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第21条（休止）

1. 加入者は、当社のサービスの提供の休止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、サービスの提供の休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内に再度の休止はできないものとします。
2. 休止期間中の料金については、休止を開始した月の翌月から再開した月までの期間の料金を第7条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、休止した月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 第1項の休止期間は、1年間に1回までとし、連続して最長6ヶ月とします。
4. 加入者は、当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、別表6に定める再開手数料を当社に支払うものとします。
5. 前項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の翌月分の利用料金と合わせて収納します。

第22条（設置場所の変更）

1. 加入者は、次の場合に限り、ケーブルモデムの設置場所を変更できるものとし、変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。
 - (一) 変更先が同一の敷地内又は建物内の場合。
 - (二) 変更先が当社の業務区域内で、最寄りのタップに余裕がある場合。
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第23条（名義変更）

1. 相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、別表6に定める名義変更手数料の支払いにより、旧加入者の名義を変更できるものとします。
2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。
3. 第1項の手数料は、当社から加入者に対して、通知した月の利用料金と合わせて収納します。

第24条（加入申込書記載事項の変更）

1. 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、変更希望日の5日前までに当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。変更後のサービスは変更希望日から適用するものとします。
2. 利用料については、サービスの追加の場合、前項の変更日から該当変更にかかる利用料に変更するものとし、サービスの解除の場合、前項の変更日までは従来の利用料とし、翌日から当該変更にかかる利用料に変更するものとします。
3. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

4. 加入者が前三項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取扱うものとします。

第25条（解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。
2. 第1項による解約の場合、加入者は、第7条第1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
また、別表6に定める施設撤去料を支払うものとします。
3. 第1項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。
4. 契約を解消した場合でも、加入者の故意又は過失により、解約前に生じた加入者の保証すべき責任及び負うべき業務は失効しないものとします。

第26条（契約の解除）

1. 当社は、加入者または第11条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。
なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該加入者が第8条第4項のケーブルモデム保証金を当社に預け入れている場合には、当社はその保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

第27条（初期契約解除制度）

加入者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時生じます。この場合、加入者は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、加入契約の解除までの期間において提供をうけたインターネットサービス利用料金、事務手数料及びすでに工事が実施された場合の別表8に定める工事費は請求されます。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）を加入者に返還いたします。④当社による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無かったことにより、加入者が8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第28条（加入者個人情報の取扱い）

1. 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。

3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第29条（加入者個人情報の利用目的等）

1. 当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
 - (一) サービス契約の締結
 - (二) サービス料金の請求
 - (三) サービスに関する情報の提供
 - (四) サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (五) 受信装置の設置及びアフターサービス
 - (六) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - (七) サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - (一) 法令に基づく場合
 - (二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (三) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (四) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3. 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - (一) 本人が書面等により同意した場合
 - (二) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (三) 第30条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - (四) 第31条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
4. 当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。
5. 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合には、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
6. 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
 - (一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (二) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (三) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第30条（加入者個人情報の共同利用）

1. 当社は、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
2. 当社は、第3条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第26条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
3. 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第一項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。

第31条（加入者個人情報の取扱いの委託）

1. 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3. 当社は、第一項の委託先との間で、第30条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第32条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理等について、指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第33条（本人による開示の求め）

1. 本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - (一) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (二) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (三) 他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第34条（本人による利用停止等の求め）

1. 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し次に掲げる求めを行うことができます。
 - (一) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - (二) 加入者個人情報の利用の停止
 - (三) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその

理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第35条（本人確認と代理人による求め）

1. 当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
2. 本人は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第36条（本人の求めに係る手数料）

1. 当社は、第29条第6項及び第33条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。
2. 前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の利用料金と合わせて収納します。
3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第37条（苦情処理）

1. 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第38条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第29条第6項、第33条第1項又は第34条第1項に基づく求め、第37条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第39条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表5に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第40条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

1. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第33条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第41条（特定アプリケーションの制御）

当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割当てた帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

第42条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山口地方裁判所を管轄裁判所とします。

第43条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしします。

第44条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとしします。
2. この約款は、平成28年5月21日より施行します。

別表1 ◆料金表◆

1. 加入料

項目	単位	料金
加入料	1件毎	5,000円
標準工事費	1件・引込を伴う	35,000円

2. 利用料

2-1 サービスプラン

項目	下り最大速度 (上り)	単位	料金(月額)	付加サービス (保存容量)	メール受信制限
15M ^{メガ} コース	15Mbps (1Mbps)	モデム 1台毎	3,000円	メール2個(無制限)、ホーム ページ1個(100M)付き	保存期間60日間
30M ^{メガ} コース	30Mbps (1Mbps)	モデム 1台毎	3,500円	メール2個(無制限)、ホーム ページ1個(100M)付き	保存期間60日間
120M ^{メガ} コース	120Mbps (30Mbps)	モデム 1台毎	3,600円	メール2個(無制限)、ホーム ページ1個(100M)付き	保存期間60日間

2-2 オプション

項目	単位	料金(月額)	メール受信制限
Wi-Fi無線LAN対応モデム	モデム1台毎	100円	
メールアドレス追加	1個 保存容量無制限(追加制限無し)	200円	保存期間60日間
ホームページアドレス追加	1個 100M(追加制限無し)	200円	
ホームページ容量追加	50M単位(追加制限無し)	200円	
グローバルIP	1個2個以上追加はしない	200円	
Webフィルタリング	1個(追加最大8個まで)	200円	

別表2 ◆各種機器のレンタル料金◆

項目	料金
ケーブルモデム	別表1のサービスプランの料金に含む。

別表3 ◆加入者個人情報を提供する第三者の一覧表◆

1. 加入者との契約を代理する指定特約店
2. 加入者との工事を代理する指定工事業者
3. 加入者の信用照会のための使用情報機関(必要な場合)
4. 番組表等の送付委託先
5. 加入者が利用料等を滞納した場合の滞納取立者

別表4 ◆加入者が行う請求の種別とその料金◆

項目	単位	料金
個人情報の開示及び個人情報利用目的の通知	1回毎	1,000円

別表5 ◆加入者個人情報の種類とその保存期間◆

当社と加入者との加入契約に伴い入手した加入申込者、入居者の個人情報保存期間は、解約月の翌月から1年以内とする。ただし、利用料金の滞納、および本契約に違反した場合はこの限りではない。

別表6 ◆手数料◆

項目	単位	料金
ケーブルモデム破損・紛失等	ケーブルモデム1台毎	5,000円
再開手数料	ケーブルモデム1台毎	3,000円
名義変更手数料	1回毎	1,000円
施設撤去料	1世帯	4,000円

別表7 ◆料金の割引◆

テレビサービス	インターネットサービス	割引額(月額)
デラックスHDコース デラックスコース	1.5Mコース	500円
	3.0Mコース	
ライトコース	1.5Mコース	200円
	3.0Mコース	

別表8 ◆工事費◆

項目	料金
標準工事費	15,000円
パソコン立上	3,000円

◆キャンペーン適用時の解約金規約◆

下表に定める加入契約条件を適用した加入者が、最低利用期間内に本約款第25条の解約または第26条の契約の解除をする場合、加入者は解約金を支払うものとします。この場合、本契約の第5条3項は適用しません。

加入契約条件	最低利用期間	解約金
テレビとインターネットサービスを同時に加入契約する場合、別表1の加入料、標準工事費(引込を除く)およびKビジョン株式会社テレビサービス加入契約約款別表1の加入金を免除する。	2年	1年未満 30,000円
		1年～2年未満 15,000円

※利用期間とはサービス開始から終了までに別表1.2-1サービスプランの料金を毎月継続課金した月数です。

◆Kネット ホームページ・サービス規約◆

WWWホームページ開設は、Kネット・サービスの付帯サービスですが、本規約を守らない場合は利用を停止させます。

第1条(禁止行為)

以下の行為は禁止します。

- (1) 第三者または当社の著作権の侵害、同一性保持権の侵害。
- (2) 第三者または当社への誹謗、中傷。

- (3) 第三者または当社に不利益を与える行為（虚偽の情報公開など）
- (4) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する行為、及び公職選挙法に抵触する行為。
- (5) 公序良俗に反する行為及び青少年に悪影響を及ぼす行為（リンクを含む）。
- (6) 法令に違反する行為、違反の恐れのある行為。
- (7) 第三者への当社サービスの転売行為
- (8) 金銭、物品の授受が発生する商用行為。
- (9) 利用者及び第三者の商品の紹介。

第2条（掲載の削除）

掲載の内容が法令及び本規約に反することが明らかになったときは、当社の管理者が掲載者への通知なしにその掲載を停止または削除を行う場合があります。但し、掲載の停止及び削除を行った場合は、事後に当社はその理由を掲載者に通告するものとします。

第3条（当社の免責事項）

1. 当社は、完全な運用に努めますが、サービスの中断、運用停止などによって利用者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
2. 当サービスは、利用者のデータへの保証は致しません。データの消去等の理由により利用者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。
3. 利用者が他の利用者または第三者に損害を与えた場合、利用者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

第4条（本規約の範囲および変更）

当社は、利用者の承認を得ることなく本規約を変更することができます。